

高速道路の基礎知識

山形県警察本部 交通部
高速道路交通警察隊

山形県内の高速道路は、最高速度が70km/h又は80km/h

県内の高速道路は、山間部や非分離二車線で占められていることから、最高速度が時速70km又は80kmに制限されております。

(非分離二車線は、県内高速道路の7割強)

< 80km区間 >

山形JCT ~ 宮城県境
寒河江SA ~ 寒河江IC

< 70km区間 >

上記以外の区間



最高速度が50km/hに規制される場合があります

高速道路では、高速道路上での安全を確保するため、しばしば最高速度50km/hの速度規制が行われます。

< 速度規制が行われる場合 >

交通事故が発生した場合
道路の維持工事・作業等を行う場合
故障車両等が路上に停止した場合(路肩を含む)
落下物や動物の死骸等路上障害が発生した場合
人等の立入があった場合
降雪、降雨や路面凍結のためスリップ事故が懸念される場合
地震等が発生し道路損壊などの発生が懸念される場合
などが生じた場合は、速度規制を行い安全確保を図ります。

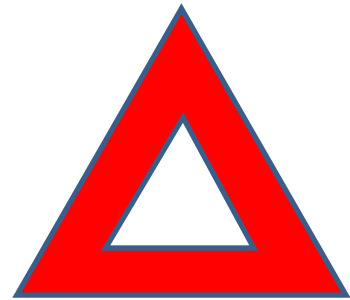
【昨年の速度規制は、延べ約1,500回 24,300分にも及びます。】

高速道路に入る前の心得

高速道路では、エンジントラブルやタイヤパンク等の故障のために、停車する車が増えています。車両点検を忘れずに行ってください。

燃料の量は十分か。
冷却水の量は規定の範囲内か。
エンジンオイルの量は適切か。
タイヤの空気圧は適切か。

高速道路上で故障などにより停止するときは、車両が停止していることを表示する、「停止表示器材」を表示しなければなりません。



停止器材

被害軽減のため全席シートベルト着用を

交通事故の被害軽減に、シートベルトは効果的を發揮します。
後席同乗者のシートベルトの着用が、平成20年6月1日から義務化され、高速道路等でシートベルトを締めていない場合は、点数が付されます。

高速道路は駐車及び停車が禁止されています

高速道路では、次の場合を除き、駐車や停車をすることが出来ません。

危険防止などのために、一時停止するとき。
故障などのため、十分な幅のある路肩や路側帯にやむを得ず停・駐車するとき。
パーキングエリア等に停・駐車するときや、料金支払いのため料金徴収所で停車するとき。

時折、路肩に停車し携帯電話をかけている車両が見られますが、携帯電話を使用する際は、パーキングエリア等を利用してください。

高速道路の走行方法

片側2車線の道路では、左側の車線を通行してください。

右側は、追越し用の車線となります。

高速道路の路側帯や路肩を通行してはいけません。

本線車道では、転回(Uターン)したり、後退(バック)したり、中央分離帯を横切ったりしてはいけません。

追越しをする場合は、早めに合図をし、追越し車線の車の動きなどに注意してから行いましょう。

高速で走行中に急ブレーキをかけることは、大変危険です。フットブレーキを数回に分けて踏むようにしましょう。

高速走行中の急ハンドルは避けましょう。

強風のときは、ハンドルを取られやすいので速度を落とし、注意して運転しましょう。

特に、トンネルや切り通しの出口などは、横風のためハンドルを取られることがあるので注意しましょう。

高速でトンネルに入ると、視力が急激に低下するので、あらかじめ手前で速度を落としましょう。

